

国際機構の設立文書には、解散規定が置かれていることはあまりない（脱退については、「第 2 部 7. 国際機構への参加」で議論した）。もっとも、世銀や IMF のような国際金融機構の設立文書には解散規定があるのが通例である（[IBRD 協定](#)(Articles of Agreement) 5 条 5 項、[IMF 協定](#) 27 条 2 項）。ヨーロッパ連合(EU)の先駆けとなった[ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体\(ECSC\)](#)¹は、[設立条約](#) 97 条に 50 年の期間存続することが明記されており、その規定通り、設立（＝設立条約発効）から 50 年後の [2002 年 7 月 23 日に解散](#)（＝設立条約終了）した。そして、ECSC の財産は、ニース条約（EU 条約・EC 設立条約〔現在の EU 運営条約の前身〕を改正する条約、2001 年）[付属の議定書](#)（67 頁以降）により、ヨーロッパ共同体（現・ヨーロッパ連合）に引き継がれることとされた。また、西欧同盟([WEU](#))²は、[設立条約（ブリュッセル条約）](#) 10 条の規定に基づき、2011 年に解散され、残務処理は EU に引き継がれた（[WEU の決定](#)・[EU の決定](#)。[日経記事](#)）。

解散規定がない場合の解散の例としては、たとえば国際連盟がある。国際連盟は、総会の解散決議（1946 年 4 月 18 日。全会一致〔ただし、総加盟国 45 カ国のうち 35 カ国のみ出席〕）により解散された。以下は、解散決議の抜粋である³。

The Assembly of the League of Nations,

Considering that the Charter of the United Nations has created, for purposes of the same nature as those for which the League of Nations was established, an international organisation known as the United Nations to which all States may be admitted as Members on the conditions prescribed by the Charter and to which the great majority of the Members of the League already belong;

Desiring to promote, so far as lies in its power, the continuation, development and success of international co-operation in the new form adopted by the United Nations;

Considering that, since the new organisation has now commenced to exercise its functions, the League of Nations may be dissolved; and

Considering that, under Article 3, paragraph 3, of the Covenant, the Assembly may deal at its meetings with any matter within the sphere of action of the League:

ADOPTS THE FOLLOWING RESOLUTION:

1. (1) With effect from the day following the close of the present session of the Assembly, the League of Nations shall cease to exist except for the sole purpose of the liquidation of its affairs as provided in the present resolution.

(2) The liquidation shall be effected as rapidly as possible and the date of its completion shall be notified to all the Members by the Board of Liquidation provided for in paragraph 2.

¹ 詳しくは、島田悦子『欧州石炭鉄鋼共同体：EU 統合の原点』（日本経済評論社、2004 年）。

² 詳しくは、臼井実穂子「WEU からみる欧州安全保障」新防衛論集 27 巻 3 号（1999 年）57 頁。

³ 全文は、League of Nations, Document A.32.(1).1946X. pp. 12-16, reprinted in *International Organization*, vol. 1, 1947, p. 246.

5. The Assembly approves and directs that effect shall be given in the manner set out in the Report of the Finance Committee to the “Common Plan for the Transfer of League of Nations Assets,” which was drawn up jointly by a United Nations Committee and the Supervisory Commission, acting respectively on behalf of the United Nations and the League of Nations, and was approved by the General Assembly of the United Nations on February 12th, 1946.

そして、国連総会は、国際連盟の資産や一部の権限を引き継ぐことを 1946 年の[総会決議 24\(I\)](#)で決定している。

その過程で生じた大きな問題が、南西アフリカ（現・[ナミビア](#)）の法的地位である。南西アフリカは、1884-85 年のベルリン会議（いわゆる「会議システム」の会議の一つ）以降ドイツの保護領となった。第一次世界大戦後、南西アフリカは南アフリカを受任国 (Mandatory) とする委任統治 (Mandate) 領⁴となる（国際連盟規約 22 条）。国際連合は、国際連盟の委任統治制度を引き継ぐ信託統治制度を導入した（国連憲章 12 章）⁵ものの、国連憲章上、連盟期の委任統治領が信託統治制度の下に置かれるためには委任統治の受任国と国連との間で信託統治協定を締結することが必要であり（国連憲章 77 条 1 項）、南西アフリカを信託統治制度の下に置くこと（＝信託統治協定を締結すること）を拒否した南アフリカと国連との間で、南西アフリカの法的地位について対立が生じた。1948 年に南アフリカがアパルトヘイト政策を公式に導入し、それを南西アフリカにも適用するようになると、対立はいっそう激化した。

そこで、国連総会は国際司法裁判所に勧告的意見を求めた。1950 年の「[南西アフリカの法的地位に関する勧告的意見](#)」（裁判所のページは[こちら](#)）129 頁に載っている(a), (b), (c)の三つの問に対する答を求めたのである。この講義では、このうち(a)のみ（意見 131-138 頁）に注目する。裁判所は、南アフリカが国際連盟に対して負っていた義務を、連盟解散後には国際連合に対して負うようになった、と述べている。その理由はどのようなものか。上記範囲を全部読むのは大変だが、とりあえずマークした部分とその周辺のみ見れば、十分理解できる。講義で丁寧に読み解くので、事前に目を通しておくこと。

その後、膠着状態が続き、国連総会は 1966 年に[決議 2145 \(XXI\)](#) を採択し、南アフリカによる委任統治を終了した（決議パラグラフ 4）。そして、[安保理決議 276 \(1970\)](#) 2 項で南アフリカの「居座り (continued presence)」が違法であると宣言されたにもかかわらず南アフリカが南西アフリカ（その頃「ナミビア」と改称）に居続けていることの法的帰結

⁴ 委任統治制度の詳細については、田岡良一『委任統治の本質』（有斐閣、1941 年）、浅野豊美（編）『南洋群島と帝国・国際秩序』（慈学社、2007 年）。

⁵ 信託統治制度の詳細については、池上大祐『アメリカの太平洋戦略と国際信託統治』（法律文化社、2014 年）、家正治「信託統治理事会の機能」神戸外大論叢 21 巻 5 号（1970 年）、小谷鶴次「信託統治の実態」『国際連合の研究（第 1 巻）』（田岡良一先生還暦記念論文集）（有斐閣、1962 年）、土屋茂樹「信託統治理事会」『国際連合の研究（第 2 巻）』（田岡良一先生還暦記念論文集）（有斐閣、1963 年）。

につき改めて国際司法裁判所に勧告的意見が求められ、裁判所は 1971 年に勧告的意見（「[ナミビア勧告的意見](#)」）（裁判所のページは[こちら](#)）を発表した。そこでの論点の一つは、国連設立以前から存在する委任統治を終了する権限を国連総会が有するか、であった。これについて、裁判所は意見のパラグラフ（ページではない）102-103 で回答している。どのような理由付けなのか、読んで考えてくる。この問題はパラ 96 から議論されているのでそこから読むべきではあるが、国際法第一部を履修していないと理解できない内容が含まれているので、パラ 96 以降はざっと眺めるにとどめて、パラ 102-103 のみを丁寧に読んでくればよい。また、パラ 55-81 において、1950 年の勧告的意見で扱われた問題が再び議論されている。マークした部分のみでよいのでそこにも目を通してくること。

なお、1950 年・1971 年いずれの勧告的意見についても、判例集に日本語の解説が掲載されている。活用されたい⁶。

いつも言うことだが、条文の参照は必須である。連盟規約・国連憲章の関連条文はきちんと読んでくること。なお、この講義では詳細には扱わないが、[国連の信託統治理事会は現在活動を停止](#)している。

以上

⁶ ナミビア問題の詳細については、参照、家正治『ナミビア問題と国際連合』（神戸市外国語大学外国学研究所、1984 年）、中野進「ナミビア独立とその後（1）・（2・完）」志學館法学 11 号（2010 年）165 頁、12 号（2011 年）69 頁。